



平成 20 年 5 月 20 日

各 位

会社名           グッドウィル・グループ株式会社  
代表者名       代表取締役社長           堀井 慎一  
                  (コード番号 4723 東証第一部)  
問合せ先       経営企画本部 I R 部長     前田 智之  
                  (TEL . 03-3405-9262)

#### 特別委員会からの中間答申の受領についてのお知らせ

当社取締役会は、平成 20 年 5 月 9 日付プレスリリース「ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社との提携交渉の打ち切りの決定の適否を検証するための外部・有識者による特別委員会設置についてのお知らせ」で公表しております通り、外部の有識者で構成される特別委員会(委員長:稲葉威雄〔弁護士・元広島高等裁判所長官〕)に対し、当社がユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社との間で資本・業務提携交渉を打ち切った行為の適否について諮問してはりましたが、本日、同月 23 日開催予定の当社臨時株主総会における株主の皆様への議決権行使のための参考に供するため、特別委員会より中間答申を受領しましたのでお知らせ致します。

本日受領した中間答申の要旨は、別紙の通りであります。

以上

特別委員会 中間答申の要旨

1. 諮問事項

当委員会は、平成 20 年 5 月 9 日、グッドウィル・グループ株式会社（以下「GWG 社」という。）取締役会より、以下の事項について諮問を受けた。

- (1) ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社（以下、「UT 社」という。）が平成 20 年 4 月 11 日付で GWG 社に提示した業務・資本提携に関する提案（以下、「UT 社提案」という。）及び同年 4 月 29 日付で GWG 社に提示した業務提携案（以下、「UT 社提案」という。）は、GWG 社の企業価値及び株主価値の維持・向上という観点から合理性がなく、GWG 社の企業価値及び株主価値を毀損するおそれがあるといえるか。
- (2) UT 社は、GWG 社の 766,594 株（平成 20 年 4 月 25 日の普通株式の発行前で発行済株式総数の 30.4%、発行後で 25.4%にあたる）を保有しているが、かかる株式の保有を背景とした UT 社提案 及び UT 社提案 の提案に係る行動並びに GWG 社との協議の過程における要求は、違法又は濫用的な行為といえるか。

2. 答申

- (1) 事業の選択と集中によって企業として持続的発展を遂げるためには、GWG 社にとって、本件財務リストラクチャリングは合理的な選択である

GWG 社は、米国大手投資ファンドのサーベラスグループ及び米国大手証券会社のモルガン・スタンレーの組成するコンソーシアムによる投資を目的とする Promontoria Investments I B.V.（以下、「Promontoria」という。）をパートナーとして、以下の 3 点より構成される財務リストラクチャリング（以下「本件財務リストラクチャリング」という。）を進めている。

795 億円の短期借入金（うち、753 億円については、平成 20 年 3 月末日が弁済期限）について、弁済期限を平成 25 年に繰り延べ、かつ、毎月の弁済額を 5 億円～10 億円に減額することを内容とする、借入条件の緩和  
平成 20 年 4 月 25 日払込の普通株式を Promontoria に割当てることによる 45 億円の資本増強  
平成 20 年 12 月 25 日を払込予定とした A 種優先株式を Promontoria に割当てることによる借入金 155 億円の資本転換（債務の株式化、デット・エク

## イティ・スワップ)

GWG 社は、本件財務リストラクチャリングの上記 を遂行するため、平成 20 年 5 月 23 日に開催予定の臨時株主総会（以下、「本件臨時株主総会」という。）に、A 種優先株式を Promontoria に割当てするために必要な「定款一部変更の件」(第 1 号議案)と「第三者割当てによる募集株式発行の件」(第 2 号議案)という議案を会社提案議案として上程している。

当委員会が GWG 社から提供された資料を精査したところ、GWG 社の財務状況及びそのおかれている経営環境を踏まえると、GWG 社が事業の集中と選択による企業再編という企業戦略を遂行するためには、本件財務リストラクチャリングを実施することは合理的な（やむを得ない）選択であると認められ、本件臨時株主総会における第 1 号議案及び第 2 号議案が、原案どおり承認可決されることが要請される。然るところ、UT 社提案 と同 とは、GWG 社のかかる企業戦略の枠組みに抵触するものであるが、これに替わる合理的な枠組みを提示するものではない。したがって、GWG 社が、UT 社提案 及び同 を拒絶したことは、現段階における検討では、合理的なものと認められる。

### (2) UT 社による各提案の内容は GWG 社の企業価値及び株主価値を大きく毀損するおそれがあり、その際の行動は、違法ないし株主権の濫用である疑いが強い

UT 社提案 及び同 は、本件財務リストラクチャリングの枠組みと相反する内容を含んでいるが、UT 社は、GWG 社に対して、本件財務リストラクチャリングに代わる具体的な提案を含まず、GWG 社の企業価値を毀損するおそれがあるとともに、特に新株予約権付与の要求は、UT 社の利益のみを図ろうとするものと認められ、他の株主の利益を大きく毀損するものである。

特に、UT 社提案 は、GWG 社が中核事業として位置づけている技術者派遣事業を行うグループ会社の譲渡を要求するものであり、基本的に合理的と考えられる GWG 社の経営戦略上およそ受け入れることのできない内容であるから、GWG 社の企業価値及び株主価値を大きく毀損するおそれがある。

その結果、UT 社による、UT 社提案 及び同 の提案に係る行為並びにその協議の過程における要求は、GWG 社株式の 30.4%を保有しているという事実（会社提案に反対すれば総会特別決議が成立しないおそれ）を背景としたものであり、会社法 120 条（株主の権利の行使に関する利益の供与の禁止）に抵触する濫用的な行為である疑いが強い。

- (3) 最終答申のためには、UT 社が競業者であること、GWG 社及び UT 社の財務状況その他の企業環境、さらには本件臨時株主総会の際の UT 社による議決権行使の内容を検証する必要がある

UT 社現経営陣は、一連の交渉経緯において、本件臨時株主総会での議決権行使を GWG 社に自己の提案を受け入れさせるためのいわば「切り札」として使ってきた経緯があることから、当委員会は、本件臨時株主総会における UT 社の議決権行使の内容を踏まえて、諮問事項について、今後より詳細な検討を行うこととする。

### 3. 今後の予定

当委員会は、平成 20 年 6 月下旬を目処として、諮問事項に対する最終的な答申を行う。

以 上